

令和 7 年 3 月 3 日

許可業者 各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

承認車両（入札業務用）の承認期間満了に伴う手続について（通知）

標題について、年度末における入札業務の受託内容の変更（新規・継続・終了）に伴い、承認車両の変更手続が必要となります。

つきましては、次のとおり減車及び増車の手続を行ってください。

記

1 減車の場合の手続について

（1）手続方法

第 17 号様式による届出は不要とします。

（2）返却するもの

- ① 車両承認証（ステッカー）
- ② ごみ等処理施設搬入許可証
- ③ 自動計量システム I C カード

（※提出書類：第 29-3 号様式 自動計量システム I C カード返却届）

（3）返却期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 7 年 4 月 10 日(木)まで

（4）減車手続における注意事項

令和 7 年 4 月 1 日(火)以降、誤って当該車両の自動計量システム I C カードを使用した場合は、指導の対象となります。

2 継続及び増車の場合の手続について

（1）手続方法

電子申請システム又は窓口にて増車及び搬入回数の追加の申請を行ってください。

(2) 提出書類(※の書類については電子申請の場合は作成不要です。)

- ① 第20号様式 記載事項承認申請書(※)
- ② 第2号様式 使用車両明細(※)
- ③ 第6号様式 車両格納庫(※)
- ④ 第8号様式 車体表示の承認申請書(※)
- ⑤ 第21号様式 承認車両増車申請書(※)
- ⑥ 自動車検査証記録事項
- ⑦ 第10号様式 車両使用承諾書(所有者及び使用者が申請者と異なる場合)
- ⑧ 車両格納庫の使用権原を確認できる書類
- ⑨ 付近見取り図
- ⑩ 第9号様式 車体デザイン図
- ⑪ 入札業務に係る委託契約書の写し
契約締結が4月1日になる等、申請時点で委託契約書の写しが準備できない場合は、「業者決定通知書」を提出してください。なお、その場合においても後日、委託契約書の写しの提出が必要です。
- ⑫ 第29-1号様式 自動計量システムICカード貸与願(※)
- ⑬ 第30号様式 搬入回数追加・搬入先変更申請書

- ・電子申請システムを利用した申請の場合は、添付書類送付書と提出書類をあわせて窓口もしくは郵送等により提出してください。
※急ぎの場合は必ず窓口で提出してください。
- ・令和6年度に使用していた承認車両(入札業務用)を令和7年度も引き続き使用する場合は、必ず令和7年3月21日(金)までに許可担当あてに連絡してください。

(3) 申請及び返却期間

令和7年3月17日(月)～令和7年4月10日(木)

(4) 増車手続における注意事項

- ・令和7年4月1日(火)以降、誤って前年度の自動計量システムICカードを使用した場合は、指導の対象となります。
- ・増車する車両の車両承認証(ステッカー)、搬入許可証、自動計量システムICカードについては、令和7年4月1日(火)以降に交付しますので、4月前半の搬入は臨時増車で対応してください。

3 その他

入札業務用を除く通常の承認車両に対して、本市が自動計量システム IC カード(普通N)を貸与していた場合は、当該 IC カードの返却が必要です。

その場合、「1 減車手続」と同様、令和7年4月10日(木)までに自動計量システム I C カード返却届（第 29-3 号様式）と併せて返却してください。

許可担当 今掛・森本

電話 06-6630-3265